

議員提出議案第 4 号

インテリジェンス機関への民主的統制強化を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和8年6月24日提出

提出者 熊本県議会議員

西 聖一

岩田 智子

幸村 香代子

熊本県議会議長 内 野 幸 喜 様

インテリジェンス機関への民主的統制強化を求める意見書

複雑で厳しい国際環境において、我が国の外交政策等が的確な情報に基づき決定・実施されるため、情報収集・分析を行うインテリジェンス機関の機能を強化することは極めて重要である。

他方で、過去には、インテリジェンス機関の違法な活動により人権が侵害された例があり、インテリジェンス機関に対する民主的統制が必要である。海外主要国では、インテリジェンス機関に対する民主的統制を行う専門の組織があり、人権侵害を防止するとともに、インテリジェンス活動への信頼を高めている。

しかし、日本ではこうした組織が欠けており、インテリジェンス活動に対する信頼が醸成されにくい制度となっている。

そうした中、第221回特別国会で、インテリジェンス強化のための「国家情報会議設置法」が成立した。立憲民主党は、民主的統制組織の設置の検討など、インテリジェンス機関による人権侵害を防止するための仕組みについての修正を求めたが、修正はなされず、人権侵害への懸念は払拭されていない。

よって、国におかれては、インテリジェンス活動によって国民の権利利益が不当に制約されることを制度的に防止し、インテリジェンス機関への国民の信頼を醸成してインテリジェンス機能を強化するため、インテリジェンス機関に対する民主的統制を行う専門組織を設置することについて速やかに検討するよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

熊本県議会 議長 内野 幸喜

| | |
|--------|-------|
| 衆議院議長 | 森 英介様 |
| 参議院議長 | 関口昌一様 |
| 内閣総理大臣 | 高市早苗様 |
| 内閣官房長官 | 木原 稔様 |